

No. 173

平成29年7月発行



北塩原村 KITASHIOBARA

☎(0241)23-3263 〒966-0485 北塩原村大字北山字姥ヶ作3151
HPアドレス <http://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gikai/>

発行/北塩原村議会 編集/議会広報調査特別委員会(TEL 0241-23-3263)

目次

- 定住自立圏構想協定締結へ
..... 2~3
- ズバリ！村政を質す... 7~10
- 国保税条例改正 14
- 委員会活動報告 15~16

議会だより

6月議会



新体制始動！

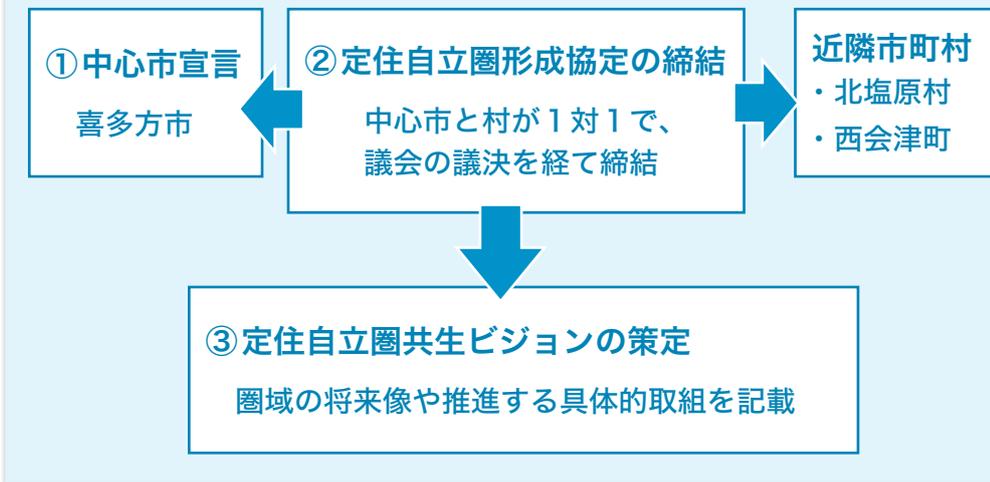
～農業委員会委員を選任～

関連記事 13ページ掲載

6月
定例会

あらまし

圏域形成に向けた手続き



6月定例会は6月9日から13日までの5日間の会期で開催されました。1日目に、村長招集あいさつ並びに提案理由の説明、諸般の報告、条例改正案や平成29年度一般会計及び特別会計補正予算案の議案説明・審議を行いました。

2日目は一般質問を行い3名の議員が村政をただしました。最終日に常任委員会を開催し付託された案件、議案等の審議を行い、各議案について、質疑・討論・採決が行われました。

定住に必要な生活機能を確保
定住自立圏形成へ協定書を可決

村は喜多方市と喜多方地方定住自立圏を形成するため、6月定例会で協定書についての議案が提出され、議会はこれを審議し、全員賛成で可決した。

協定の役割と意義

この協定は平成27年12月24日に中心市宣言を公表した喜多方市とこれに賛同した村が、人口定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、住民が安心して暮らし続けることができるように定住自立圏を形成するものである。

また、西会津町も喜多方地方定住自立圏に賛同し、同市と協定を結ぶこととなった。

今後自立圏全体の活性化を通し、人口定住を図っていく。大きくは、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の3つの観点から、地域の実情に応じ、政策分野ごとに連携していく。

よりよい未来を共に

定住自立圏形成協定により、形成された定住自立圏は圏域全体の将来像や、協定に基づいた具体的取組を記載した「定住自立圏共生ビジョン」を今後策定される。

将来像においては、圏域全体で人口定住に必要な生活機能を確保し、自立のための生

活基盤を整備し、地域活性化を図るといふ観点から、圏域の将来像が提示されることとなる。

取組みに対する財政支援

そして、策定されたビジョンに基づく事業に関し、左記の三つの支援が受けられる。

- ① 特別交付税の拡充
(上限1500万円)
- ② 有利な地方債の充当が可能
(地域活性化事業債)
- ③ 各省庁からの優先採択

こうした、支援等を含め、議会ではこの定住自立圏構想に関し、慎重に審議がなされ質疑が出るなど、活発な議論が行われた。

Pick Up!! どんない分野を「連携強化」するの？

ここでは、定住自立圏形成に関し、協定締結後に行われるビジョン策定での喜多方市と提携する事業の主な内容を紹介します。

(※一部の事業に関しては、喜多方広域圏組合で実施している事業も含まれています)

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野	取 組
医 療 福 祉	○地域医療体制の充実 ○介護支援体制の充実
少 子 化	○子育て支援環境の整備 ○婚活支援の推進
生 活 環 境	○一般廃棄物処理等の充実 ○斎場施設整備及び共同運営
安 全・安 心	○消防防災体制の強化 ○有害鳥獣被害防止対策の強化 ○消費生活相談体制の強化
産 業 振 興	○企業立地・起業支援 ○観光・物産の振興、林業の振興
生 涯 学 習	○生涯学習の充実
そ の 他	○上記のほか、圏域内の生活機能の強化に関すること

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

分 野	取 組
交 通	○地域公共交通の維持確保 ○道路網の整備促進
移住・定住の促進	○移住・定住の促進
そ の 他	○上記のほか、結びつきやネットワークの強化に関する取組み

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

分 野	取 組
人 材 育 成	○地域人材の育成

主 な 質 疑

小中学生の学区外通学に懸念

【問】 遠藤 祐一 議員

喜多方市定住自立圏形成に関し、協定締結後に、財政支援等が受けられるといったメリットは分かるが、人材育成といった分野では村内の小中学生の村外の学区への通学といった点は、今後有り得るのか。

【答】 総務企画課長

具体的な事業等においては、協定締結後に開催される懇談会で、住民の方々の意見を踏まえて決まりますので、現段階では明確にはお答えできません。

【答】 教育長

基本的に学校については、居住を有する市町村の学校に行くことされており、現在のところは、懸念するような問題はないと考えています。

【意見】 遠藤 祐一 議員

現在の制度上、そうした問題は懸念されないということだが、少子化が進む当村で、村を担う人材育成が必要であり、協定締結後に開催される懇談会ではこうした問題も踏まえて慎重に審議すべきである。



▲未来を担う人材を村で育てる
(さくら小：自然体験学習)

正算 補予

地域医療の充実へ 診療所に常勤医師確保

6月定例会では、平成29年度一般会計及び特別会計補正予算案2件が審議された。注目されたのが、診療所指定管理事業における指定管理委託料の増額であった。

地域の暮らしに安全を

診療所指定管理事業において補正予算、758万円が計上された。

これは、平成29年9月から裏磐梯診療所における、常勤医師体制移行に伴う指定管理委託料の増額である。

常勤医師確保へ奔走

平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、全国的にも医師不足が深刻化し、裏磐梯診療所においても、その頃から常勤医師の確保が出来ず問題視されてきた。

定期的な診察が出来るよう、毎月の診療予定はあるが、看護師のみが常勤している日も多く、地域住民からも身近な診療所に医師を確保するよう要望もあった。

こうした声を受け、本会議において議員より度々、常勤医師確保について、村内外の医療機関に医師の要請をすべきといった指摘もされてきた。

待望の常勤医師確保

しかし今回、裏磐梯診療所への常勤医師について、村と総合南東北病院での調整が整い、常勤医師の確保に至った。

地域活性化の原動力に

常勤医師の確保により、地域住民が安心できる生活環境や、県内有数の観光地として来客数が多い当村において、安全安心な観光地としての環境整備が前進し、今後の松原・裏磐梯地区の活性化に向けても基盤づくりの大きな一歩として期待できるものとなっている。



▲安心して暮らせる村づくりに期待

介護施設の維持補修

村デイサービスセンターにおける浄化槽の工事として、浄化槽の経年劣化や損傷により入替えの必要があり、その経費として2790万円の補正となった。

ラピスバ電気設備工事

ラピスバ裏磐梯シャワー室及び廊下天井改修工事に関する電気設備工事代経費として、193万円を計上し修繕するもの。



▲住民の安全確保に地域医療体制整備

平成29年度各会計補正予算

会計別	歳入歳出予算	議決の内容
一般会計(第1号)	6,576万円	可決(全員賛成)
簡易水道事業費特別会計(第1号)	1,859万円	可決(全員賛成)

一般会計の主な内容一覧

歳出	金額
ラビスパ裏磐梯電気設備工事	193万円
旧明治大学セミナーハウス維持管理事業	156万円
派遣職員受入経費	992万円
村デイサービスセンター浄化槽工事	2,790万円
診療所指定管理事業	758万円
裏磐梯拠点駐車場休憩所・トイレ新築工事	602万円
村道北山学校線整備事業	923万円
福島県省エネ意識向上プロジェクト事業	120万円

歳入	金額
福島県省エネ意識向上プロジェクト補助金	100万円
公共施設等維持補修基金繰入金	2,790万円
繰越金	3,685万円



教育環境の向上

福島県省エネ意識向上プロジェクト事業の一環で、第一中学校の特別教室及び、普通教室において、照明のLED化を図るため、経費が計上された。

旧明大セミナー維持経費

旧明治大学セミナーハウス維持管理事業における、同施設の維持管理経費として156万円を計上し、運営にあたる。

派遣職員受入経費

6月1日より、民間企業からの派遣職員を受け入れることとなり、それらに係る人件費等の経費として992万円を計上。

さくら幼稚園・小学校周辺の環境整備へ

村道北山学校線整備事業として、村道北山学校線、既存職員駐車場、造成箇所について、道路と教育施設(さくら幼稚園、さくら小学校)を含め、全体的に整備するために必要な、用地費と測量設計費が計上された。

昨年、北山教育環境整備事業により、さくら小学校周辺の教育環境整備を目的としてさくら幼稚園前の用地の土盛りと造成がなされていたが、今後、より安全に利用できるようにするため、再整備が検討されている。



▲安全かつ利用しやすい環境へ整備

契 約

早期対策で万全を図る
除雪車購入・教育施設修繕

ロータリ除雪車購入

安全安心な住民生活を確保するため、今回新たに新規購入をし、除雪体制の整備が図られる。購入するロータリ除雪車は、2・2m級となる。

今年の2月には、村内の降雪量が多く、雪害対策本部が設置されるなど、早期段階での除雪対策整備が必要となり、今回、新たに整備されるもの。



○契約の方法
指名競争入札

○契約金額
3963万6千円（税込）

○契約相手
会津機械株式会社

全員賛成で可決

質 疑

補助金活用すべき

【問】 小 椋 眞 議員

前年度に補助事業が該当せずに、当初予定していた除雪車の購入を断念した経緯があるが、今年度は補助事業は該当するののか。

【答】 総務企画課長

今年度の除雪ロータリ車購入においても、補助事業の配分はなく、起債事業（過疎債）での購入となります。

「議会の議決に付すべき契約及び財産又は処分に関する条例」の規定により、財産取得と工事契約の2件が提案された。

【問】 小 椋 眞 議員

起債で購入するということは借金と同様であり、全額起債で購入するほど、急ぐ必要はあるのか。補助事業が該当するまで待つべきではないのか。

【答】 総務企画課長

補助事業を活用出来れば、村の一般財源からの支出は少なくて済みますが、今回も除雪車の購入を見送れば、担当課での除雪体制に影響を及ぼし、ゆくゆくは冬の住民生活にも支障をきたすので、今年度、起債事業での購入を決定したものです。

裏磐梯小学校改修

今年の3月定例会で議決された当初予算に伴い、今年度事業での実施が予定されている裏磐梯小学校改修工事請負契約が可決された。

裏磐梯小学校の屋根や壁、トイレなど、経年劣化により改修が必要となった箇所の整備が

行われる。

また、屋根及び外壁に関しては、洗浄及び塗装なども行われる予定となっている。

さらに、屋根の一部において雪害対策のため、葺き替え工事も実施する。

そして、トイレ設備を和式から洋式へ入れ替えを行い、教育施設を整備すると同時に、施設内の環境の改善が図られる。

○契約の方法
条件付一般競争入札

○契約金額
6242万4千円（税込）

○契約相手
株式会社相模

全員賛成で可決





ズバリ!!!

村政を質す

3人の議員が一般質問

一般質問とは？

議員が村の行政全般について、事務の執行状況や将来の方針等についての所信や疑問をたずねることで、報告や説明を求めることをいいます。

- | | | | |
|---|---|-------|----|
| 1 | 蟹巻 尚武 議員 | | 8 |
| | ○村内農作物の生産体制と販路拡大について
○村内交流人口の推進について | | |
| 2 | 若林 幸子 議員 | | 9 |
| | ○ふるさと納税について
○公的賃貸住宅整備事業について
○東京国際フォーラムのふくしま大交流フェアについて | | |
| 3 | 五十嵐 正典 議員 | | 10 |
| | ○人口減少対策について
○有害鳥獣対策について | | |

議会傍聴にお越しく下さい！

次回定例会は9月上旬頃 開会予定です。

議会は皆さんの生活に寄り添い、皆さんの声を村へ反映する議決機関です。村のこれからが見える議会傍聴にぜひ足をお運びください。

議会傍聴、議会だよりのお問い合わせは議会事務局まで。

TEL：(23) 3263 FAX：(25) 7358

HP アドレス：http://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gikai/

Q. 農業振興公社設立の意義と計画は

A. 担い手育成へ住民の意見踏まえて



蟹巻 尚武

問 村内の農作物における生産体制から販路拡大において、農業振興公社設立の具体案とその意義について伺う。

答（農林課長）

本村が直面している課題を解決する上で、農業振興公社は有効的であり、雇用の創出にも繋がり、多くの役割を果たすものです。

まずは、住民の意向を調査し、公社設立の方向性を検討したいと思います。

問 後継者不足対策として、農業基盤の強化や東京農業大学との連携、農作物のブランド化を進めるべきと考えるがどうか。



▲持続可能な農業経営の確立が待たれる

答（農林課長）

現役の農家の方々や関係機関への支援、そして、東京農業大学との情報交換や支援を受けながら、農作物のブランド化につなげ、農業経営の安定化を図りたいと考えています。

問 農業振興公社を設立し、既存の農業施設を活用すれば、村の課題解決にもなり、将来的には自立した農業経営に繋がると思うがいかがか。

答（農林課長）

農業振興公社は、将来的にも多くの役割と可能性があるので、住民の方々の意向をふまえて検討したいと思います。

問 農業振興公社設立は、緊急に検討すべきであるが、今の職員体制ですぐに実現できるのか。

答（村長）

設立に関し、職員だけでなく関係機関との協議も必要であり、今年、準備期間として考えています。

Q. 観光誘客重点すべき

A. 村の魅力が伝わる事業目指す

問 風評被害対策として、誘客事業はどのような取り組みをしているのか。

答（総務企画課長）

裏磐梯観光協会と連携した、宿泊者増加対策や誘客広報宣伝事業の実施、会員向けのインバウンドプロモーションや、教育旅行向けの合宿助成等を実施しています。

問 教育旅行は、安全で教育効果の高いものが重要であるが、現状はどうか。

答（村長）

教育旅行における交通の確保は、喫緊の課題として認識しているが、まずは教育旅行のプログラムも含め、地域に沿ったかたちで検討していきます。

答（商工観光課長）

教育旅行に関し、村は県レベルで一緒に活動しており、今後も、さらに品質をあげるよう努めていきたいと思えます。

問 村の魅力を活かした独自の体験学習を組むことが必要であり、さらには、合宿だけでなく、教育旅行にも交通費といった助成を行うべきではないか。

意見 インバウンド対策としては、村の学校行事でのパスポートの取得費用助成や成人式での無料配布といった取得運動も行うべきである。

さあ、福島県北塩原村へ！文化・スポーツ合宿を応援します！

合宿を したい	助成金 30,000円以上 80,000円以下 で応援	北塩原で 合宿だ！
30,000円	30,000円	30,000円
30,000円	30,000円	30,000円
30,000円	30,000円	30,000円

▲さらなる誘客事業の推進へ

北塩原村の強さをぜひお伝え！

村の施設
アレコレ

若林 幸子



Q. ふるさと納税の返礼品見直しは

A. 制度の趣旨考慮し現状維持



▲村活性化のために返礼品見直しを

問 ふるさと納税における返礼品に関して、総務省からの通知に対する村の考えはどうか。

答（総務企画課長）

制度の趣旨に沿う対応と通知の内容を遵守したいと考えています。

問 総務省からの通知内容は考慮しつつも、村の魅力を活かした宿泊券等を返礼品に入れるべきではないか。

答（村長）

過熱している返礼品に関して、制度の趣旨を考慮し通知内容を遵守しながら、現在行っている内容を継続していきたいと思っています。

問 総務省の通知に対し理解もできるが、村の活性化のためには宿泊券や近隣市町村と同等のお米を返礼品に加えるべきではないか。

答（村長）

返礼品におきましては、ふるさと納税の本来の趣旨を考慮しながら、村独自のものを検討しながら進めていきたいと考えています。

問 ふるさと納税の実績は、現在時点でいくらになつていくのか。

答（総務企画課長）

今年度において、現在までの実績は、6件で10万円になっています。

問 昨年度と比較しても実績は低く、地域活性化ということでも返礼品を見直すべきではないのか。

答（総務企画課長）

使途を明確にしたうえで寄附者へ訴えろといった点においては改良すべきと考えています。

公的賃貸住宅計画は

問 豪雪地帯である当村において、早めの着工が必要であるが、公的賃貸住宅整備事業の計画を伺う。

答（建設課長）

今年度は、実施設計業務の委託と、土地の購入及び地質調査を実施し、詳細設計を行い、早ければ来年度に着工予定で考えています。

問 何世帯分の住宅を予定しているのか。

答（建設課長）

二階建て一戸建を5世帯分予定しています。

事業参加を公平に

問 東京国際フォーラムで開催される「ふくしま大交流フェア」への参加団体が固定化されている傾向にあるのはなぜか。

答（商工観光課長）

これは県主催の事業で、メディアにより広く周知し、県より公募していますが、繁忙期により申込がないため、近年は村内事業所へ協力依頼をしていたものです。

問 この参加経費は県の補助金を活用しているのか。

答（商工観光課長）

県農林漁業関係の復興補助金が活用されています。

意見 こうしたイベントは参加者負担が少ないうえに村のPRにもなり、地域活性化につながる機会でもあるので、村としても積極的に周知し、公平に募集すべきである。



▲計画的な事業実施を求める

Q. 移住定住対策にスピード感を

A. 実情踏まえ前向きに取り組む

五十嵐 正典



問 人口減少対策として、移住定住に関し、どのような取り組みをしているのか。

答 (総務企画課長)

移住定住促進のため、移住者向にセミナーの開催や移住体験ツアー、ガイドブック作成、サイト運営の充実、移住に必要な情報発信と相談窓口を整備しています。

問 まち・ひと・しごと総合戦略の中に、移住定住対策として、ガイドブックの作成や相談窓口の設置と記載されているが、現時点での進捗状況はどうなっているのか。



北塩原村空き家バンク

▲早急な取り組みが待たれる

答 (総務企画課長)

ガイドブックについては、現在企画制作中であり、相談窓口の設置に関しては、提案した補正予算が議決後に着手予定となっています。

問 ガイドブックは早急に作成すべきである。また、移住定住者向けの住宅整備に併せ、優遇策も策定すべきであるが、経済的な助成や支援は考えているのか。

答 (村長)

ガイドブックの作成は、現在内容を企画していますので、少し時間をいただきたいと思えます。

また、経済的な支援についても関係機関と連携し、村で生活できる基盤づくりを検討していきたいと思えます。

意見 移住定住対策は早急に、近隣市町村の先駆けとなるような、助成額の設定や優遇策を打ち出し、スピード感をもって行うべきである。

Q. 電気柵設置補助増額すべき

A. 現在はあげる意向はない

問 有害鳥獣被害対策として、電気柵設置にかかる住民負担を減らすため、予算を増やし、補助率をあげ、設置にかかる負担を軽減できないのか。

答 (農林課長)

電気柵設置に関しては、補助率を50%ないし60%の補助率で行っています。

また、当村は近隣市町村と比較しても、補助率が高く設定されている方でありますので、ご理解をいただければと思います。

問 イノシシにおけるワナやオリの設置は、自然保護法の関係上、許可証が必要であるが、村では設置に係る許可を速やかに出し、ワナやオリの貸し出しは出来ないのか。

答 (農林課長)

イノシシの捕獲は、年1回の許可で、1年間有効となっていますが、ワナやオリの貸し出しは行っておりませんので、被害が出たら村へ連絡いただければと思います。



▲被害防止へ速やかな対応求める

専決 処分

「専決処分」とは、議会の権限に属する事項について、村長が議会に代わって意思決定を行うこと。

6月定例会では、平成29年度税制改正により4月1日から制度施行となったため、2件の条例について専決処分が承認されました。

軽自動車税の税額一覧

軽自動車の種別		税率（年額）	
四輪以上 （総排気量 660cc 以下）	乗 用	自家用	10,800円
		営業用	6,900円
	貨物用	自家用	5,000円
		営業用	3,800円
三輪のもの（総排気量 660cc 以下）		3,900円	

※グリーン化特例
環境に配慮した自動車を購入した場合、翌年度に支払うべき軽自動車税を減税する。

グリーン化特例による軽減課税一覧

軽自動車の種別		軽減税率（年額）			
		電気軽自動車・ 天然ガス軽自動車 （概ね 75% 軽減）	ガソリン車・ハイブリッド車		
			基準1 （概ね 50% 軽減）	基準2 （概ね 25% 軽減）	
四輪以上 （総排気量 660cc 以下）	乗 用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
三輪のもの（総排気量 660cc 以下）		1,000円	2,000円	3,000円	

- 〈軽減課税の期間延長〉
- ① 軽自動車税のグリーン化特例に係る文言の整理と、軽減課税についての改正。
 - ② 平成29年度まで軽減課税のものを、今回、適用期限をさらに2年延長し、平成31年度課税分まで軽減される。
 - ③ グリーン化特例により軽減課税を受けた軽四乗用車であれば、基準に依拠して25%から、最大75%までの軽減を受けることが出来る。
- 〈課税方式選択明確化〉
- ① 個人住民税における特定配当所得及び特定株式等譲渡所得金額について、平成29年4月1日から所得税と住民税で、異なる課税方式を選択することが明確化された。

村税条例等の一部
改正を改正する条例

【結果】全員賛成で承認

税特別措置条例の
一部を改正する条例

【結果】全員賛成で承認

課税免除期間延長
地方税法第6条の規定に基づき村税の課税免除または、不均一課税に関し、過疎地域における、一定の基準を満たすものに対して、土地、家屋、償却資産の課税免除期間を平成29年3月31日から平成31年3月31日まで、さらに2年間、期間を延長し改めるもの。

税特別措置条例とは
基準を満たしている対象事業者や個人が、2700万円以上の資産を取得した場合、一定の規定があり、その基準を満たした方は、固定資産税の課税が免除される。

そして、免除された固定資産税は、交付金で交付税として村に75%が戻ってくる。

税制改正により グリーン化特例期間さらに延長

平成28年度に続き 介護保険料軽減を継続

条例



▲介護保険料負担の軽減継続

介護保険条例の一部を
改正する条例

【結果】全員賛成で可決

①負担軽減継続

介護保険条例を介護保険1号保険料軽減強化事業継続に伴い改正するもの。
平成29年度においても、これまでと同様に、所得第1段階の者への負担軽減を図る。

②改正内容

消費税率引き上げ時期変更に伴い、平成29年度分の介護保険料においても、第1号被保険者の保険料を平成27年度及び平成28年度と同様に軽減するもの。

【基準額】

・6万2400円

【軽減前の保険料】

・3万1200円

【軽減後の保険料】

（基準額の45%の額）
・2万8080円

農業委員会編成手続きに関し議会の同意を求める

【結果】全員賛成で可決

特例により同意を求める！

「農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて」、農業委員会委員の任命につき、認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合が過半数に満たないため、農業委員会等に関する法律及び同法施行規則の規定により、当該割合を4分の1以上とすることについて、議会の同意を求めるもの。

家庭的保育事業等の設備及び運営基準の一部改正

【結果】全員賛成で可決

①基準改正と緩和

建築基準法施行令等の改正に伴い、小規模保育事業及び事業所内保育事業の設備の基準を改正するもの。

②改正内容

非常階段の構造等に関する規定の改正と、保育事業及び事業所内保育所等における職員の配置基準や資格要件が緩和されたことにより特定規定を追加するもの。

質疑

裏磐梯地区にも

保育所設置すべき

【問】小椋 眞 議員

この条例改正が建築基準法施行令の改正による、所要の改正ということは理解できましたが、こうした条例の改正を機に、北山地区だけではなく、裏磐梯地区にも平等に保育所を設置し、共働き世帯が、安心して子育てをしやすい環境に整備することが村の活性化に

も繋がると思うが、村はこうした課題について、どのように考えているのか。

【答】村長

裏磐梯地区における保育園の設置に関しては、今後の課題だと思っています。すぐには無理ですが、裏磐梯地区における保育園の設置に向けて努力していきます。

防災会議条例の一部改正

【結果】全員賛成で可決

①防災体制の強化を図る

この条例改正は、委員を拡充し、防災に関する方々の意見を反映させ、情報の共有化や防災体制をさらに強化するためのもの。

②構成員追加と定数変更

委員に、喜多方地方広域市町村圏組合消防長、自主防災組織を構成する者、学識経験のある者及び公的団体の役員等のうちから、村長が任命する者を追加し、委員定数を25名に変更するもの。

平成28年度から繰越した事業

(単位：千円)

事業名	繰越額	財源内訳		
		国庫支出金	村債	一般財源
工場等立地促進事業	21,887	0	0	21,887
住宅用地整備事業	6,580	0	0	6,580
個人番号カード交付事業	236	236	0	0
経済対策臨時福祉給付金事業	9,252	8,637	0	615
観光・防災Wi-Fiステーション整備事業	3,162	0	0	3,162
裏磐梯観光施設再生整備事業	104,489	3,144	61,800	39,545
村道舗装工事事業(裏磐梯浄化センター)	8,100	0	0	8,100
村道北山・大塩線整備事業	9,313	0	9,200	113
村道秋元線整備事業(秋元橋)	26,260	15,444	7,400	3,416
合計	189,279	27,461	78,400	83,418

事業名	繰越額	財源内訳		
		国庫支出金	村債	その他
北塩原村簡易水道施設解体事業	3,000	0	0	3,000

事業名	繰越額	財源内訳		
		国庫支出金	村債	一般財源
介護保険システム改修事業	735	220	0	515

繰越明許

平成28年度からの繰越事業を報告

一般会計9事業繰越

平成28年度事業において、年度内に事業が終わらず、支出が終わらない見込みの予算を翌年度に繰り越して事業を完成させることを繰越明許といひ、その事業が左記の表の一覧となっている。

これらの、事業は3月定例会において、予算のなかで繰越事業について、既に議決されており、地方自治法施行令の規定により、計算書について6月定例会で報告したものである。なお、簡易水道事業費及び介護保険事業特別会計も同様に、内容は左記のとおりである。

副村長の選任及び新農業委員を全員賛成で同意

人事



副村長の選任

【結果】全員賛成で同意

副村長の選任は、地方自治法の規定により、首長が選任し、議会の同意を得て任命されることとなっており、当村においても6月30日で任期満了を迎える前に、現職の小椋渉氏が議会の同意を得て再任された。

○副村長 小椋 渉
(北塩原村大字下吉)

○任期
平成29年7月1日から
4年間

農業委員の選任

農業委員会の改革に伴い、農業委員会法が平成28年4月1日より施行され、当村においても同年12月定例会で農業委員会の関係条例が改正となった。

そして今回、法律改正後、初めてとなる公選制から村長の任命制に変更となり、新たに7名の委員が議会の同意を得て選任された。

○任期
平成29年7月20日から
3年間

農業委員会委員の選任

氏名	住所	議決の内容
星 源 嗣	北塩原村大字北山	同意 (全員賛成)
蓮 沼 喜久雄	北塩原村大字北山	同意 (全員賛成)
中 川 博 之	北塩原村大字下吉	同意 (全員賛成)
伊 藤 義 人	北塩原村大字松原	同意 (全員賛成)
岩 田 多 吉	北塩原村大字関屋	同意 (全員賛成)
遠 藤 俊 一	北塩原村大字大塩	同意 (全員賛成)
二 瓶 睦 夫	北塩原村大字松原	同意 (全員賛成)

臨時会

国民健康保険税の税率据え置き 軽減判定所得を改正

【第3回臨時会】

6月22日に臨時会が開かれ、会期を1日とし、契約1件、条例1件、平成29年度一般会計及び特別会計補正予算の説明から採決まで行い全議案可決された。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【結果】全員賛成で可決

① 税率据え置き

今回の国民健康保険税条例の改正は、地方税法の改正に伴うもので、6月15日に村の国民健康保険運営協議会に諮問し、答申されたもの。

② 改正概要

国民健康保険税の税率の改正は行わず、据え置きとし、軽減判定所得算定における基準額の改正を行うもの。
これにより、軽減該当者の対象が広がる。

【国保税の算定】

国民健康保険税は、医療、後期高齢者支援、介護の合計で課税され、この算定に関し、前年の所得額が一定基準以下の世帯は、均等割額及び平等

軽減判定所得一覧

- ・7割軽減判定所得
世帯合計所得が33万円未満
- ・5割軽減判定所得
世帯合計所得が33万円+(27万円×被保険者数)未満
- ・2割軽減判定所得
世帯合計所得が33万円+(49万円×被保険者数)未満

改正内容

【改正前】

- H28**
- ・5割軽減判定所得
世帯合計所得が33万円+(26万5千円×被保険者数)未満
 - ・2割軽減判定所得
世帯合計所得が33万円+(48万円×被保険者数)未満

【改正後】

- H29**
- ・5割軽減判定所得
世帯合計所得が33万円+(27万円×被保険者数)未満
 - ・2割軽減判定所得
世帯合計所得が33万円+(49万円×被保険者数)未満

【軽減判定所得額】

また、こうした軽減判定所得額(世帯合計所得)は、医療、後期高齢者支援、介護とも国民健康保険加入者と擬主(世帯主)の所得額を含み、軽減判定を行う。
その軽減判定基準は、右の一覧のとおりとなっており、今回改正となるのが、下記の図の5割、2割軽減の算定基準額である。

裏磐梯拠点駐車場休憩所・トイレ新築工事請負契約の変更について

【結果】全員賛成で可決

平成28年9月定例会で議決した、裏磐梯拠点駐車場休憩所・トイレ新築工事請負契約の変更について、契約金額に変更が生じたため、契約の一部を変更するもの。

変更内容

【変更前】

1億2587万4000円

【変更後】

1億3156万3440円

平成 29 年度各会計補正予算

会計別	歳入歳出予算	議決の内容
一般会計(第2号)	800万円	可決(全員賛成)
国民健康保険事業費特別会計(第1号)	4,559万円	可決(全員賛成)

委員会

先進地に学べ！

6月27日から29日にかけて、両常任委員会は、群馬県下仁田町と長野県小川村へ「移住定住対策」、「農業振興公社及び有害鳥獣対策」について、所管事務調査を実施した。

2町村の事例は、当村が抱える課題において、大変参考となるものであった。

総務文教常任委員会

住宅用地無償貸付・譲渡

群馬県下仁田町では、移住定住の取組みとして、多くの支援策を講じているが、その中でも、「定住促進住宅用地の無償貸付・無償譲渡」という取組みを実施している。

これは、町で用意した分譲地を、該当条件はいくつかあるが、希望者へ10年間無償で貸付し、住民として経過後、借受人に無償で譲渡するというもの。

人口減少が著しく進む当村でも、移住定住の早期対策が求められ、議会でもこうした事例を参考に、政策提言に努めた。



▲事例活かし村の活性化へ

経済厚生常任委員会

公社設立に向けて

当村と同様、日本で最も美しい村連合へ加盟している、長野県小川村では、平成23年4月に農業公社が設立された。

これは、行政ができる支援には限界があり、住民のニーズに応えるため、小川村長を中心に、自治会ごとに懇談会を開催し、地元農協や森林組合へ要請し、設立された。

主な事業はいくつかあるが、農地の有効利用に関する支援では、遊休農地の一時管理や再生、農作業受託等を行うなど、当村でも課題となっている遊休農地解消へ参考となるものであった。

全員賛成で可決 国へ意見書を提出!!

意見書

被災児童生徒の支援必要 国に対し継続支援を求める

概要

東日本大震災で被災し、経済的な理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担で単年度交付金事業で行われている。

平成29年度も東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業交付金として計上され、62億円が予算化されている。

しかし、被災地に対する政府の基本計画は、平成27年度で「集中復興期間」が終了し、平成28年度からは、「復興・創生期間」と位置づけられた。

震災から6年が経過するが、経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、長期的な支援が不可欠。そのため、平成30年度も支援事業継続と財政措置を行うよう、国に求めるもの。

提案者

- ・五十嵐 力 雄議員
- ・五十嵐 善 清議員
- ・若林 幸 子議員

【結果】全員賛成で可決

提出先

- ・総務大臣
- ・財務大臣
- ・文部科学大臣
- ・復興大臣



▲支援継続求め国へ意見書を提出

委員会 活動

住民に読まれる議会広報を

議会広報研修参加！



▲議会広報のさらなる向上を目指す

〈読まれる議会広報を〉

「もっと身近に、もっと読まれる議会広報紙づくり」をテーマに議会広報研修がビッグパレットで開催され、議会広報調査特別委員会では、委員全員の編集技術向上のため研修に参加してきました。

〈変わる議会広報〉

①結果報告から対話型へ
議会広報はこれまでの定例会などの議決結果だけでなく、審議プロセスを示し、地域課題を共有するものである。

②議会の検証

また、決算や予算をサイクル化し、事業評価や政策提言、議会意見の予算への反映と、検証が必要とされてきている。

③読みたくなる紙面づくり

さらに、特集を組んだり、議案の賛否や討論を充実させ、模擬議会の開催や、紙面のビジュアル化などを工夫し、読み手の購読意欲を引き出す努力が必要となっている。

④「住民参加型」の広報へ

そして、議会報告会や座談会、予算・決算等への住民意見、住民取材といった、「住民参加型」の議会広報紙が近年、増えている。

⑤紙媒体と電子媒体をつなぐ

議会広報紙から、動画を視聴したり、議会広報紙をスマートフォンに配信したりと、議会情報の「入手方法」を増やすべきとされている。

以上の5点のように、議会広報は、その役割や機能が時代とともに変化しており、地方議会も同様に、その役割や機能、義務が多様化している。

〈これからの議会広報〉

こうした状況をもとに、広報委員会でも、さらに住民の方々に、議会活動をより身近に感じ、伝わりやすい議会広報紙を作成し、お伝えしていきたいと考えています。

〈今月の表紙〉

新緑の緑の中で

福島民友新聞社が主催するうつくしま・水ウオーク2017 inきたしおぼらが、7月1日にグランデコリゾート発着で開催されました。

あいにくの雨となりましたが、約1500名もの参加者が新緑溢れる、小野川湖や小野川不動滝などを歩き、裏磐梯の自然を満喫しました。

また、大会後には参加者に、豚汁などが振る舞われ、温かいおもてなしや、会場で開催された多数のイベントに、参加者は自然豊かな裏磐梯の景色とともに堪能していました。



▲新緑溢れる自然を満喫（水ウオーク）

編集委員

委員長 若林幸子
副委員長 蟹巻尚武
委員 五十嵐力雄
委員 五十嵐正典
委員 大竹良幸

『編集後記』

盛夏の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。さて、議会では6月に所管事務調査（P15参照）を実施し、移住定住や有害鳥獣対策など、村が抱える問題について、先進地を視察してきました。

他自治体における様々な取組みは、どれも興味深く参考になり、今後は議会としても執行機関への政策提案に繋げるとともに、議会広報におきましても、村政について分かりやすくお伝えしていきます。

委員一同